

新ハイキングクラブ浦和支部会則

新ハイキングクラブ浦和支部細則

新ハイキングクラブ浦和支部マイカー山行規約

2015年10月1日

# 新ハイキングクラブ浦和支部 会則

2015年10月1日現在

(名称および所在地)

第1条 本支部は新ハイキングクラブ浦和支部と称し、事務所を埼玉県内に置く。

(目的)

第2条 本支部は健全な山行や各種のウォーキング(以下山行という)を行い、会員相互の交流並びに親睦を深め、健康体力の保持増進を計ることを目的とする。

(会員)

第3条 本支部の会員は次のことを行う。

1. 本支部の目的に賛同し、月刊誌「新ハイキング」を購読するものをもって会員とする。
2. 入会者は氏名、住所、生年月日、電話番号、血液型、SHC番号を本支部に登録する。
3. 会員は定められた会費を納入する。
4. 会費の未納や本支部の名誉を著しく傷つけた場合は退会あつかいとする。

(役員)

第4条 本支部は次の役員を置く。

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 代表委員(支部長) | 1名  |
| 2. 委員        | 若干名 |
| 3. 顧問        | 若干名 |
| 4. 監査役       | 1名  |

顧問は代表委員(支部長)を補佐する。

役員任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。

(運営)

第5条 本支部は次の機関を置き運営する。

1. 運営委員会

運営委員会は代表委員、委員をもって構成し、重要な施策を立案し、その他必要な事項を審議決議する。

2. 例会

例会は本支部の会員をもって構成し、山行計画、山行案内などの情報の伝達や交換を行うとともに、重要な案件を審議決議する。

(財政)

第6条 本支部の経費は会員の入会費、会費、その他をもってあてる。

1. 会計年度は4月から翌年3月までとする。
2. 入会金、会費は別途定める。

(損害保険)

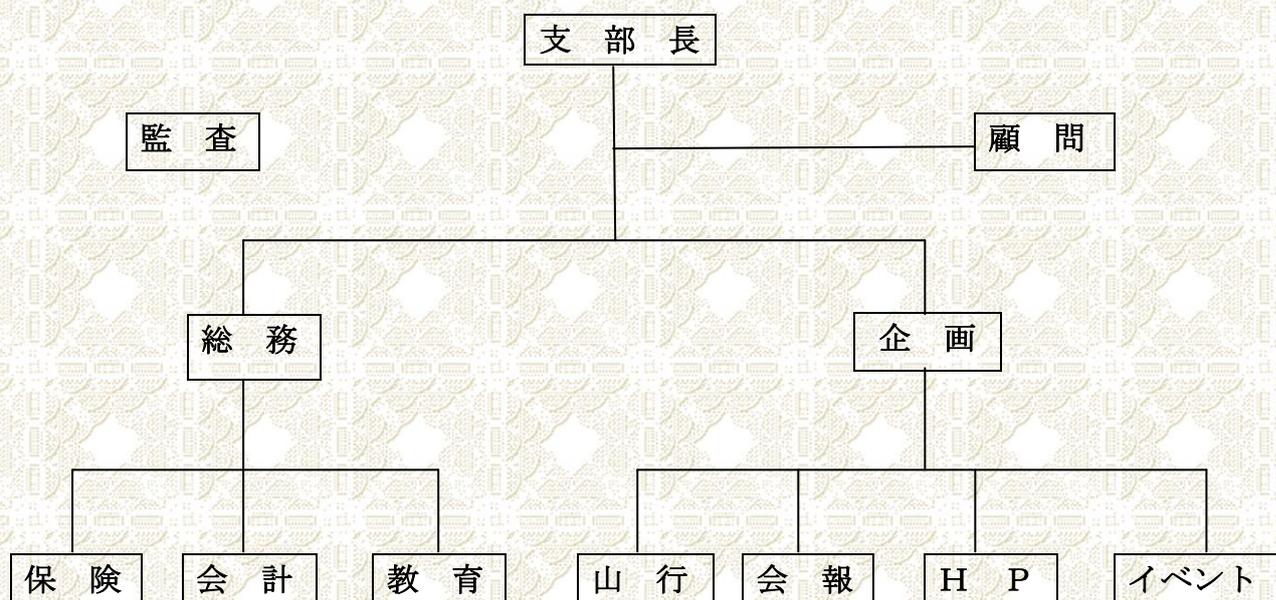
第7条 本支部の山行に参加するには、保険に加入しなければならない

1. 日帰り山行参加者はレクリエーション保険に加入しなければならない。

2. 宿泊を伴う山行(前夜発日帰り山行含む)に参加する人は、任意保険に個人で加入しなければならない。

## 新ハイキングクラ浦和支部 細則

第1条 (役員の組織) 役員の組織は以下とする。



第2条 (本支部の会費)

- |      |   |
|------|---|
| 入会金  | 1,000 円   |
| 年会費  | 1,800 円   |
| 通信費  | 1,200 円 (会報持ち帰りは期末に 100 円/回、返金)   |
| 納入   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 次年度の年会費および通信費は毎年 2 月末までに、例会で払うか振込みをする。</li> <li>② 振込み手数料は会員負担とする。</li> <li>③ 3 月末まで未納の場合、退会扱いとする。</li> </ol> |
| 家族会員 | 1 名は入会金と会費、他は入会金のみとする。  |
| 中途入会 | 年会費、通信費は月割りとする。   |
| 中途退会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通信費のみ月割りで返却する。</li> <li>・ 返金を郵送する場合小為替とし、郵送費、小為替手数料として 100 円を差し引く。</li> <li>・ 100 円未満は返却しない。</li> </ol>      |
| 休会   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 休会中、年会費、通信費は徴収しない。</li> <li>② 復帰時、入会金は不要。</li> <li>③ 会報の配布、名簿への記載はしない。</li> </ol>                            |

### 第3条 (本部への年会費の納入)

年会費 7,000 円は月刊誌「新ハイキング」の購読料として本支部へ支払う。本支部は 6,700 円を本部へ一括して支払い、300 円は本支部の会費に組み入れる。また、6,700 円を直接本部へ支払うこともできる。

2 年分を一括で支払う場合は本支部へ 12,500 円。本支部は 12,200 円を本部へ支払い、300 円は本支部の会費に組み入れる。また、12,200 円を直接本部へ支払うこともできる。

### 第4条 (山行リーダー<以下係という>への下見代金の支払い)

係が山行を実施するにあたり、安全と難易度などの調査のため必要と判断して下見を行った場合、交通費などの実費を支払う。但し、金額は 5,000 円を上限とする。

### 第5条 (山行の申込)

1. 例会時、電話、FAX、E メール、ハガキで受け付ける。ただし、係の判断により断ることがある。
2. キャンセルは必ず連絡すること。

### 第6条 (山行参加費)

1. 日帰り・前夜発 250 円 (係の通信費・コピー代など 200 円、保険代 50 円)
2. 泊り 400 円 (係の通信費・コピー代など 400 円)  
とする。尚、写真代は参加者の要望で省く事ができる。

### 第7条 (損害保険)

1. 日帰り山行参加者は次の損害保険に加入する。

保 険 名	レクレーション保険
契 約 先	三井住友海上火災保険 (株)
保 険 代 理 店	(株)ばんしょう
対 象 範 囲 の 規 定	急激かつ偶然による障害が対象 特殊な技術を必要としない通常の山歩き、ただし、少々雪のある山程度は対象に含む。
対 象 期 間	その山行の集合から解散まで
保 険 料	日額 50 円、山行時集金
支 払 保 険 金 額	死亡：500 万円 入院：7,000 円/日 通院：500 円/日
保険料請求手続き	係が本人の申請を受けて保険委員が手続きを行う。

#### 本支部の山行以外の保険適用

1. 支部報に記載し参加を求めた山行。(自由山行)
2. 例会の承認のもとに、パンフレット等で募集した山行。
3. 雨天などで中止になった支部山行を、後日実施する場合。  
(実施前に山行委員に届けてること)

但し 2. 3 項は保険申請時に、保険会社より拒否されることがある。

- 2 宿泊を伴う山行(前夜発日帰り山行含む)参加者は個人で任意保険に加入していなければならない。

保険については各自対象となる山行の内容を確認する事。

例えば、積雪・軽アイゼン装着対象外の保険もあるし、救援者費用のない保険もある、各自の責任で加入の事。

## 第 8 条 (慶弔)

会員の慶弔は行わない。但し、特別な事情がある場合は運営委員会の決議により行うことができる。

## 第 9 条 (バス山行の規約)

### 9-1 (山行の申込)

会員は例会参加時またはハガキ、電話などで係に山行参加の意志を伝えるが(仮申し込み)、所定参加費の納入をもって正式の参加申し込みとする。

従って、もし山行実施日の 1 ヶ月前になっても、参加費が未納入の場合は、係は参加の意志がないと見なすことができる。(キャンセル待ちの会員がいる場合は、その人に振り替える。)

### 9-2 (山行のキャンセル)

山行のキャンセルは山行 1 ヶ月前までとする。1 ヶ月以内のキャンセルは実費負担とする。但し、定員に達した場合や代替りの参加者を自分で見つけた場合はこの限りではない。

### 9-3 (参加費の返納)

一度納入した参加費は、原則として理由の如何を問わず返金しない。但し、バスが定員に達した場合や、自分の代替りの参加者を本人が見つけてきた場合はこの限りでない。

係は山行当日欠席した会員も、出席と見なして諸費用の計算をする。もし余剰金が出た場合は、欠席会員は出席会員と同額の返金を受けることができる。

### 9-4 (直前の参加申し込み)

山行実施日 1 ヶ月以内になってもバスに空席がある場合で、この期間内に参加希望の意志を係に伝え、係の了承を得て、その参加費を山行当日に支払う約束をした場合は、たとえ当日欠席しても、後日所定の金額を係に納めなければならない。

山行で、もし余剰金が出た場合は、9-3 項と同じ扱いを受ける。

### 9-5 (バスのキャンセル)

予約したバスのキャンセルは山行実施日の 1 ヶ月前までとする。何らかの突発的な事由により 1 ヶ月以内になっても、バスをキャンセルする必要性が生じた場合に、バス会社に支払うキャンセル料は、原則として参加予定者全員が公平にこれを負担する

### 9-6 (バス山行の会計報告)

係は山行参加者に帰路のバス内で当山行の会計報告をし、余剰金が出た場合は、参加者に公平に返却する。端数の金額 (1 人当たり 100 円未満) は、支部の会計に繰

り入れる。

#### 9-7 (山行遂行の努力)

参加申し込み者数が、当初予定者数に達しない場合でも、係は極力山行実施へ努力する。支部報掲載の「費用」はあくまで目安と考え、参加者各自の負担が多少増え、参加者各位の同意を得て、山行遂行の努力をする。

### 「自家用車の利用に関する規定」を2015年3月24日例会承認により変更

#### マイカー及びレンタカーを利用した山行に関する規約

平成27年4月1日改訂

#### (略称 マイカー山行規約)

##### 第1条 (目的)

この規約は新ハイキングクラブ浦和支部（以下支部という）が企画する山行に自家用車およびレンタカー（以下車両という）を利用する場合の交通事故防止対策を定め、併せて運行中の経費負担の扱い方を統一することを目的とする。

##### 第2条 (交通手段の原則)

山行に利用する交通手段は、事故発生率の少ない公共交通機関（貸切りバス、タクシーを含む）によることを原則とし、やむを得ない条件の場合にのみ、車両を利用するものとする。

##### 第3条 (経費負担の原則)

運行に必要な経費については、参加者の平等な負担を原則とするが、自家用車の損耗に対する補償については別に定める。

##### 第4条 (車両保険の加入)

山行に利用する車両は、十分な対人賠償、対物補償の任意保険に加入していることを必須とする。

##### 第5条 (誓約書の提出)

本規約が対象とする山行に参加しようとする者は、毎年年度初めに支部（支部長）あてに本規約に同意する旨の誓約書を提出することとし、その様式（注）については別に定める。

##### 第6条 (交通事故の防止対策)

1. (運転者の心構え) 運転者は交通法規を遵守して安全運転を第一に車両を運行する。
2. (車両の点検整備) 車両は法定点検を受け、十分整備されたものを使用し、出発前にタイヤの空気圧、・オイルの点検・補充などを行う。
3. (搭載用具) 車両には三角停止板、修理工具、ブースターケーブル、牽引ロープを搭載していること。
4. (複数の車両を使用する場合) 走行中のトラブルにより、車両がはぐれた場合の連絡手段は必ず決めておく。

5. (運転者の交代要員) 長距離走行など複数の運転者を必要とする場合は車両が加入している自動車保険に限定されている条件の範囲内で交替要員を決めておき、過労運転を防止する。保険効力が及ばない運転者については、あらかじめ運転者個人の責任において短期間契約が可能な自動車保険に加入するなどして、無保険での運転は絶対に行わない。

#### 第7条 (交通事故が発生した場合の処置)

1. 被害者のある場合は速やかに救護する。
2. 事故の続発を防ぐ処置を取る。
3. 事故の発生状況を警察へ通報し、警察の到着を待つ。
4. 同行車両のある場合は、予め打ち合わせた連絡手段をとる。
5. 事故の状況に応じて、支部の責任者(支部長、山行委員)へ状況を報告する。

#### 第8条 (事故の際の責任所在)

1. (賠償責任) 事故による事後処理や損害賠償の責任は事故時の運転者、車両の保有者負う。
2. (支部の責任) 支部は事故について適切な指示、対応などを行うが一切の責任を負わない。
3. (係の責任) 係が運転者および車両の保有者でない場合は事故に関する適切な指示、対応などを行うが一切の責任を負わない。

#### 第9条 (事故の際の会員による損害請求)

1. 会員運転者の過失割合が大きい場合でも、被害を受けた会員は事故車両が加入する自動車保険が補償する範囲以上の請求を所有者や運転者に行わない。
2. 他車の過失割合が大きい事故の損害請求は、原則として運転者および車両保有者と加害者との直接交渉によるものとするが、乗車中に被害を受けた会員による相手方への直接交渉は妨げない。

#### 第10条 (費用負担と自家用車への補償)

1. レンタカー費用、燃料費および有料道路料金、駐車場料金などの交通手段に関して山行中に第三者に支払うべき費用は、車両所有者を除く参加者の均等割で負担するものとする。
2. 前項により車両所有者に対する費用負担の減免が発生した場合は、これを車両の損耗に対する補償とする。ただし、参加者数が極めて少ないなど特別な事情があるときは、参加者の合議により負担方法を適宜変更してもよい。
3. 運転者については新ハイキングクラブの運営趣旨に基づき、ボランティアによる労力の提供として特段の配慮はしないものとする。

平成27年4月1日改訂

(参考)

レンタカーの場合は、車両借り出し時に氏名を届け出た運転者のみ保険適用となる。

(注) 第5条に定める誓約書は次頁の様式による。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

新ハイキングクラブ浦和支部

支部長 浅田良一 殿

私は、マイカー及びレンタカーを利用した山行に関する規約を確実に理解し、これを承諾した上で下記の山行に参加することを誓います。

記

## 浦和支部会員が運転する自家用車またはレンタカーを利用する山行

対象とする期間：平成 年 4月 1日より翌年 3月 31日まで

本人氏名

⑩

住所

電話

家族氏名

⑩

住所

電話

(提出希望の方は用紙を総務に請求してください。)